

日本経済新聞

3月8日
火曜日

専門職外国人永住促す

許可要件、在留5年に半減

科学技術や医療などで優れた技能を持つ外国人の日本への受け入れ拡大策が7日、明らかになった。経歴や実務経験などをポイント制で評価。一定以上の得点を得た外国人を政府が「高度人材」と認定し、「連続10年の在留」が原則の永住許可要件を5年にするなど、案を盛り込む。人口減を踏まえて専門知識などを持つ人材を日本に呼び込み、国際競争力の底上げを目指す。

(高度人材は3面「きょうのことば」参照)

競争力底上げへ

政府は2012年7月の導入を目指す。関係省庁などは今後、政権交代があっても必要な政策と位置付ける構えだ。

日本に「高度人材」として入国を希望する外国人を100点満点で評価する

学 歴	35点	大卒を評価。MBA取得者は一般の修士よりも優遇
職 歴	15点	実務経験も考慮
年収・実績	35点	日本人の平均年収以上を評価。教授などは研究実績も考慮
資格や大学の地位	15点	特許の取得なども評価
合 計	100点	
政府から支援を受ける企業に就労	5点	該当者は規定の点数に加点
日本の大学卒、高い日本語能力	5点	

合計70点に達した人材=高度人材と認定

- 永住許可に必要な滞在期間の短縮
- 入国・在留手続きの優先処理
- 初入国から最長5年の在留期間付与
- 家族や家事使用人の入国を許可

高度人材の場合は5年程度に縮める案が有力だ。

一定以上の年収が見込める人材は、扶養する親や家事使用人を一緒に入国させることを認める。アジア地域の外国人などにこうしたニーズが高いとされる。「教授」の在留資格で入国した外国人に事業経営も認めるなど、在留資格を超えた活動も許可する。

政府が専門知識や技能を持つ外国人の受け入れに前向きなのは、人口が減少するなかで日本の研究開発や企業の国際競争力の底上げを狙っているためだ。

こうした外国人が増えれば、企業などで働く日本人が刺激を受け、知識

から抜け出せない日本は外国人から見ると魅力的ではなくなりつつあるとの指摘がある。日本は単純労働者も含めて外国人労働にそもそも前向きではないとのイメージも強い。今になって「専門家」に限って受け入れると言わんばかりの政策を打

ち出しても思惑通りにはいかないとの声もある。米国などは伝統的に先端技術者のみならず移民受け入れにも積極的。英国やカナダなどは競争力強化を盾にポイント制などを導入済みだが、欧州などではむしろ移民の選別の意味合いもあるとい

われ、「日本が導入する制度とは似て非なるもの」とする見方もある。

レベルの向上に役立つといった波及効果が大きいとみられる。政府は昨年6月の新成長戦略で、高度人材に当たる登録者数を09年末現在の約15万8000人から20年までに30万人程度に倍増させる計画を掲げている。ただ、経済の長期低迷

の職務経験などのほか、日本語の能力なども重視し、一定以上の点数があれば政府が「高度人材」と位置付ける。

と位置付ける。入国管理を担当する部局が人材の評価や認定に当たる。優遇策の柱が永住要件

の緩和。政府は一般の外国人に永住権を付与する際、「連続10年」の滞在実績を求めているが、高